

富山労働局発表
平成21年10月22日
午後2時解禁

担 当	富山労働局職業安定部
	職業対策課
	課長 善光研二
	課長補佐 山崎英治
	高齢者対策担当官 島田泰昭
	電話 076-432-2793

「65歳までの高年齢者雇用確保措置は着実に進展」

～ 県内 31 人以上規模企業の高年齢者雇用確保措置の実施割合は 97.8% ～

《ポイント》 (平成21年6月1日現在の高年齢者の雇用状況報告書から)
本年より31人以上規模企業を対象に調査を実施しました。(昨年まで51人以上規模企業)

1. 高年齢者雇用確保措置の実施状況

～ 大企業では高年齢者雇用確保措置を100%実施、中小企業は97%超 ～

平成21年6月1日現在、31人以上規模企業1,654社のうち、高年齢者雇用確保措置の実施企業の割合は、**97.8%**となった。(全国平均 95.6%)

うち、中小企業(31人～300人規模企業)は97.6%、大企業(301人以上規模企業)は100%。

なお、51人以上規模企業では、98.4%と前年比1.3ポイント増加。

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は**47.2%**

〔内訳 定年制なし23社、定年65歳以上122社、希望者全員65歳以上雇用継続636社〕

(全国平均 44.6%)

70歳まで雇用確保措置を実施した企業の割合は**8.6%**

(全国平均 16.3%)

2. 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向 (51人以上規模企業)

～ 高年齢者の常用労働者数が着実に増加～

雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較して、

- ・ 常用労働者数は、179,550人から191,526人と11,976人(6.7%)の増加。
- ・ 60～64歳の常用労働者数は、7,506人から12,440人と4,934人(65.7%)の増加。
- ・ 65歳以上の常用労働者数は、2,316人から4,544人と2,228人(96.2%)の増加。

3. 今後の取組

高年齢者雇用確保措置が未実施である企業に対し引き続き強力に指導を実施するほか、今年度からは、30人以下規模企業に対して集団指導を中心とした助言・指導を実施する。

年金支給開始年齢の引上げも踏まえ、希望者全員が65歳まで働ける企業のさらなる普及を図ることにより65歳まで雇用の確保を基盤としつつ、何らかの仕組みで65歳を超えて70歳まで働ける企業の増加を図る。

1 雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

平成 18 年 4 月 1 日から、高年齢者雇用安定法が改正実施(以下「改正高年齢法」という。)され、すべての企業に対し、高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、定年の定め廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置(以下「雇用確保措置」という。)の導入が義務づけられたところである。

富山労働局・ハローワークにおいては、個々の企業の雇用確保措置実施状況を具体的に把握し、必要な助言・指導を行うなど、改正高年齢法の着実な施行に取り組んでいる。

今般、県内企業から提出された「高年齢者雇用状況報告書」(例年 6 月 1 日現在における高年齢者に関する状況の報告が義務付けられている。)のうち、本年より 31 人以上規模企業 1,654 社について、その雇用確保措置の実施状況等を把握し、取りまとめを行ったところである。(昨年までは 51 人以上規模企業を対象に調査。)

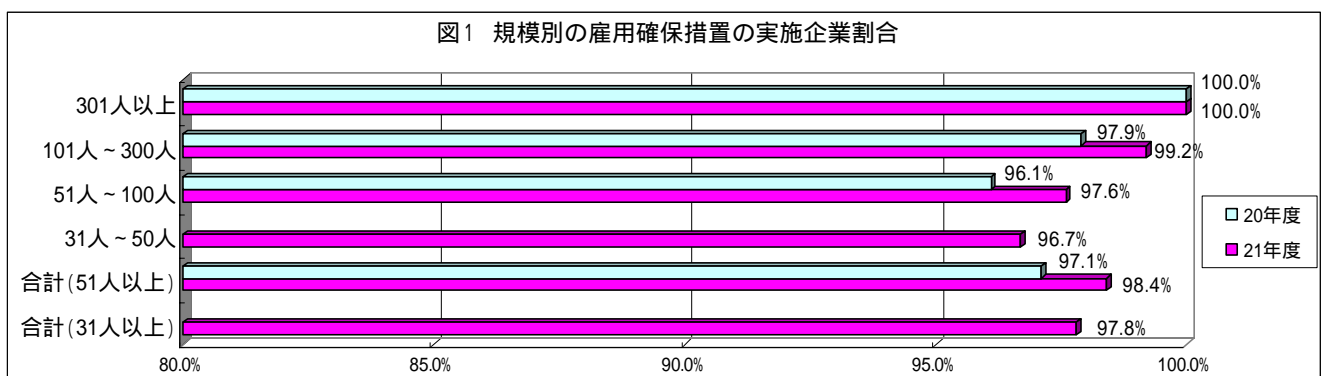
その結果、改正高年齢法に沿った雇用確保措置を実施済みの企業(以下「実施済み企業」という。)は全 1,654 社中 1,617 社、97.8%、うち 51 人以上規模企業で見ると、1,056 社中 1,039 社、98.4%で、昨年度と比較すると 15 社(1.3 ポイント)減少している(表 1 参照)。

一方、改正高年齢法に沿った雇用確保措置が未実施である企業(以下「未実施企業」という。)は 37 社、2.2%となっており、未実施である企業の内訳は、「社内検討中」及び「労使協議中」が 29 社、実施に向けて「改定予定あり」としている企業が 2 社となっている。また、未実施の主な要因としては、「経営者の高年齢雇用確保措置の理解不足」、「人事労務管理改善等のノウハウの不足」、「対象労働者がいない」などである。

(2) 企業規模別、産業別の状況

実施済み企業の割合を企業規模別に見ると、301 人以上の規模において 100%となっており、101 人~300 人で 99.2%、51 人~100 人で 97.6%となっている(表 2 参照)。

また、対象企業数が多い業種を中心として産業別の実施済み企業の状況を見ると、「製造業」で 98.5%、「医療、福祉」で 97.7%、「卸売・小売業」で 96.5%となっている(表 2 参照)。



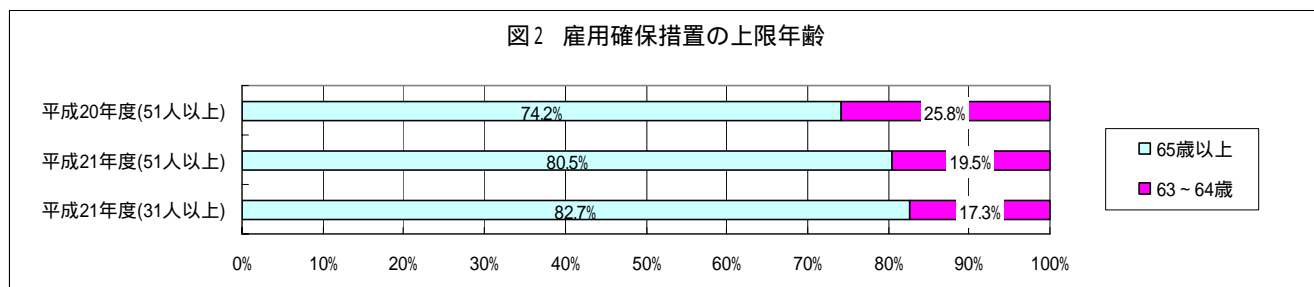
2 雇用確保措置の具体的内容

(1) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、実施済み企業(1,617 社)のうち、63~64 歳を上限年齢とした企業は 280 社、17.3%となっているが、改正高年齢法の義務化スケジュール

より前倒しをし、65歳以上を上限年齢とした企業は1,337社、82.7%となっている。

なお、51人以上規模企業で見ると、63～64歳上限年齢企業は203社、19.5%、65歳以上企業は836社、80.5%と昨年に比べ6.3ポイント65歳以上の企業の割合が増加した。(表3-1参照)。

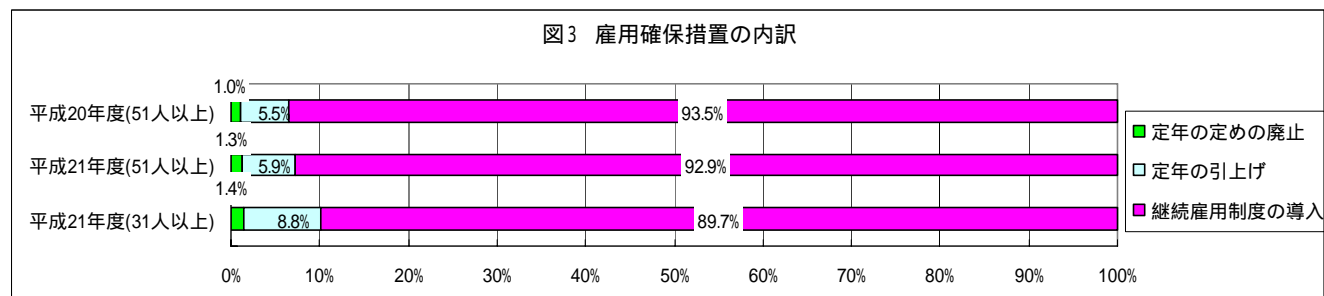


(2) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の内訳については、実施済み企業(1,617社)のうち、「定年の定め廃止」をした企業23社1.4%、「定年年齢の引上げ」の措置を講じた企業は、143社、8.8%となっている。また、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は、1,451社、89.8%となっている。

なお、51人以上規模企業で見ると、実施済み企業(1,039社(昨年1,058社))のうち、「定年の定め廃止」をした企業は13社1.3%(昨年11社、1.0%)、「定年年齢の引上げ」の措置を講じた企業は61社、5.9%(昨年58社、5.5%)となっている。また、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は965社、92.9%(昨年989社、93.5%)となっている。

(表3-2参照)



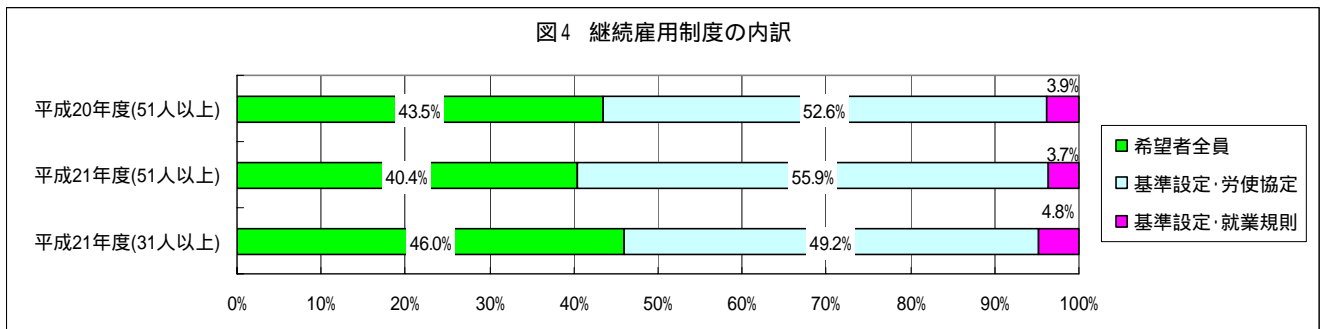
(3) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度の内訳については、同制度を導入した企業(1,451社)のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は668社、46.0%であり、対象者となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は783社、54.0%となっている。

また、基準に基づく継続雇用制度を導入した企業(783社)のうち、基準について労使間で合意して定めた企業は714社、49.2%となっており、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、改正高齢法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は69社、4.8%となっている。

なお、51人以上規模企業で見ると、同制度を導入した企業(965社(昨年989社))のうち、希望者全員の雇用継続制度の導入は390社、40.4%(昨年430社、43.5%)、基準策定企業は

575社、59.6%(昨年559社、56.5%)、基準策定企業のうち労使協定に基づく企業は539社、55.9%(昨年520社、52.6%)、就業規則等で定める企業は36社、3.7%(昨年39社、3.9%)となっている。(表3-3参照)



(4) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業(定年の定め廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施)は781社、47.2%となっている。

なお、51人以上規模企業で見ると、432社と昨年より14社減少したが、全企業(51人以上規模1,056社(昨年1,090社))に占める割合は40.9%と前年と同数となった。(表4参照)。

(5) 「70歳まで雇用確保措置を実施した企業の割合

「70歳まで働ける企業」(定年の定め廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上・基準該当者70歳以上継続雇用制度のいずれかを実施)の割合は143社、8.6%となっている。(表5参照)

3 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

(1) 常用労働者の推移(51人以上規模企業)

雇用確保措置の義務化前(平成17年)に比較して、

- ・常用労働者数は、179,550人から191,526人と11,976人(6.7%)の増加。
- ・60~64歳の常用労働者数は、7,506人から12,440人と4,934人(65.7%)の増加。
- ・65歳以上の常用労働者数は、2,316人から4,544人と2,228人(96.2%)の増加。

となり、増加した常用労働者のうち、59.8%が60歳以上の常用労働者数であり、雇用確保措置により高年齢労働者が大幅に増加している(表5参照)。

4 今後の取組み

(1) 雇用確保措置の未実施企業に対する指導の実施

これまで雇用確保措置の未実施企業に対して、労働局、ハローワークは事業主団体の協力を得ながら、関係機関と緊密に連携しつつ、企業に対する助言・指導に努めてきたところである。

本年6月1日現在、未実施企業37社に対しては、引き続き、労働局、ハローワークの幹部職員等による個別指導を実施することにより未実施企業の解消を図ることとする。

また、今後は30人以下規模企業についても、集団指導を中心に確保措置導入指導を実施するとともに、雇用確保措置の導入に向けた取組を行う事業主団体に対する中小企業高年齢者雇用確保実現奨励金の活用促進等を通じて、事業主団体傘下の企業への雇用確保措置の実施を図ることとする。

(2) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の普及

平成25年度より、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、さらに報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半層の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行うこととする。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少が懸念されており、また、平成24年には団塊世代が65歳に到達することなどを踏まえ、高年齢者が意欲と能力のある限りいくつになっても働ける社会の実現に向け「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト事業を引き続き実施するとともに、70歳以上への定年引上げ等に係る「定年引上げ等奨励金」を積極的に活用するなど「70歳まで働ける企業」の普及・啓発等を企業に対し強く働きかけを行うこととする。

表1 雇用確保措置の実施状況

	実施済		未実施		+ 合計	
31～300人	1,521		37		1,558	
	97.6%		2.4%		100.0%	
31～50人	578		20		598	
	96.7%		3.3%		100.0%	
51～300人	943 (961)		17 (32)		960 (993)	
	98.2% (96.8%)		1.8% (3.2%)		100.0% (100.0%)	
301人以上	96 (97)		0 (0)		96 (97)	
	100.0% (100.0%)		0.0% (0.0%)		100.0% (100.0%)	
企業数	1,617		37		1,654	
	97.8%		2.2%		100.0%	
	51人以上	1,039 (1,058)	51人以上	17 (32)	51人以上	1,056 (1,090)
		98.4% (97.1%)		1.6% (2.9%)		100.0% (100.0%)

(注)()内は、平成20年6月1日現在の数値。表1～5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

規模別		実施済企業割合		未実施企業割合	
		31～50人	96.7%		3.3%
	51～100人	97.6% (96.1%)		2.4% (3.9%)	
	101～300人	99.2% (97.9%)		0.8% (2.1%)	
	301～500人	100.0% (100.0%)		0% (0%)	
	501～1000人	100.0% (100.0%)		0% (0%)	
	1,001人以上	100.0% (100.0%)		0% (0%)	
	合計	%		%	
産業別		31人以上	51人以上	31人以上	51人以上
	農、林、漁業	100.0%	100.0% (100.0%)	0.0%	0.0% (0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0%	0.0% (0.0%)	0.0%	0.0% (0.0%)
	建設業	99.2%	100.0% (98.2%)	0.8%	0.0% (1.8%)
	製造業	98.5%	98.7% (98.0%)	1.5%	1.3% (2.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	100.0% (100.0%)	0.0%	0.0% (0.0%)
	情報通信業	97.2%	100.0% (100.0%)	2.8%	0.0% (0.0%)
	運輸、郵便業	97.7%	98.6% (98.6%)	2.3%	1.4% (1.4%)
	卸売業、小売業	96.5%	98.1% (95.2%)	3.5%	1.9% (4.8%)
	金融業、保険業	91.3%	100.0% (100.0%)	8.7%	0.0% (0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	92.9%	100.0% (100.0%)	7.1%	0.0% (0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	96.4%	100.0% (-)	3.6%	0.0% (-)
	宿泊業、飲食サービス業	97.4%	96.2% (92.3%)	2.6%	3.8% (7.7%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	100.0% (-)	0.0%	0.0% (-)
	教育、学習支援業	88.9%	84.6% (80.0%)	11.1%	15.4% (20.0%)
	医療、福祉	97.7%	97.3% (96.5%)	2.3%	2.7% (3.5%)
	複合サービス事業	100.0%	100.0% (100.0%)	0.0%	0.0% (0.0%)
	サービス業(他に分類されたもの)	99.0%	100.0% (97.4%)	1.0%	0.0% (2.6%)
	公務・その他	0.0%	0.0% (0.0%)	100.0%	0.0% (0.0%)
		合計	97.8%	98.4% (97.1%)	2.2%

(注)()内の - は、日本標準産業分類の変更により比較ができないため。

表3 雇用確保措置実施企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置の上限年齢

	①65歳以上 (含定年制なし)		②63~64歳		①+②合計	
31~300人	1,271		250		1,521	
	83.6%		16.4%		100.0%	
31~50人	501		77		578	
	86.7%		13.3%		100.0%	
51~300人	770 (730)		173 (231)		943 (961)	
	81.7% (76.0%)		18.3% (24.0%)		100.0% (100.0%)	
301人以上	66 (55)		30 (42)		96 (97)	
	68.8% (56.7%)		31.2% (43.3%)		100.0% (100.0%)	
企業数	1,337		280		1,617	
	82.7%		17.3%		100.0%	
	51人 以上	836 (785) 80.5% (74.2%)	51人 以上	203 (273) 19.5% (25.8%)	51人 以上	1,039 (1,058) 100.0% (100.0%)

表3-2 雇用確保措置の内訳

	①定年の定め の廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度 の導入		①+②+③合計	
31~300人	23		142		1,356		1,521	
	1.5%		9.3%		89.2%		100.0%	
31~50人	10		82		486		578	
	1.7%		14.2%		84.1%		100.0%	
51~300人	13 (11)		60 (57)		870 (893)		943 (961)	
	1.4% (1.1%)		6.4% (5.9%)		92.2% (93.0%)		100.0% (100.0%)	
301人以上	0 (0)		1 (1)		95 (96)		96 (97)	
	0.0% (0.0%)		1.0% (1.0%)		99.0% (99.0%)		100.0% (100.0%)	
企業数	23		143		1,451		1,617	
	1.4%		8.8%		89.8%		100.0%	
	51人 以上	13 (11) 1.3% (1.0%)	51人 以上	61 (58) 5.9% (5.5%)	51人 以上	965 (989) 92.9% (93.5%)	51人 以上	1,039 (1,058) 100.0% (100.0%)

表3-3 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員		②基準該当者				①+②合計	
31~300人	657		699				1,356	
	48.4%		労使協定		就業規則等		100.0%	
31~50人	278		208				486	
	57.2%		労使協定		就業規則等		100.0%	
51~300人	379 (414)		491 (479)				870 (893)	
	43.6% (46.4%)		455 (442)		36 (37)		100.0% (100.0%)	
301人以上	11 (16)		84 (80)				95 (96)	
	11.6% (16.7%)		84 (78)		就業規則等※ — (2)		100.0% (100.0%)	
企業数	668		783				1,451	
	46.0%		714		69		100%	
	51人 以上	390 (430)		51人以上		575 (559)		51人 以上
40.4% (43.5%)		51人以上		36 (39)		100.0% (100.0%)		
		51人 以上		539 (520)			3.7% (3.9%)	

※ 301人以上規模の企業においては、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定によらず就業規則等で定めることができるとする経過措置は平成21年3月31日が終期となっていることから、就業規則で基準を定めている企業(0社)については、雇用確保措置未実施企業とみなされるため、本欄には計上されていない。

表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合

				合計	報告した すべての企業
	定年の定めの廃止	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用		
31～300人	23	122	626	771	1,558
	1.5%	7.8%	40.2%	49.5%	100.0%
31～50人	10	75	264	349	598
	1.7%	12.5%	44.1%	58.4%	100.0%
51～300人	13 (11)	47 (45)	362 (379)	422 (435)	960 (993)
	1.4% (1.1%)	4.9% (4.5%)	37.7% (38.2%)	44.0% (43.8%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	0 (0)	10 (11)	10 (11)	96 (97)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	10.4% (11.3%)	10.4% (11.3%)	100.0% (100.0%)
企業数	23	122	636	781	1,654
	1.4%	7.4%	38.5%	47.2%	100.0%
51人 以上	13 (11)	47 (45)	372 (390)	432 (446)	1,056 (1,090)
	1.2% (1.0%)	4.5% (4.1%)	35.2% (35.8%)	40.9% (40.9%)	100.0% (100.0%)

表5 「70歳まで働ける企業」の割合

	定年の定めの廃止	70歳以上定年	継続雇用			合計	報告した すべての企業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	その他の 制度で 70歳以上		
31～300人	23	6	16	34	60	139	1,558
	1.5%	0.4%	1.0%	2.2%	3.9%	8.9%	100.0%
31～50人	10	3	10	14	23	60	598
	1.7%	0.5%	1.7%	2.3%	3.8%	10.0%	100.0%
51～300人	13 (11)	3 (0)	6 (7)	20 (18)	37	79 (36)	960 (993)
	1.4% (1.1%)	0.3% (0.0%)	0.6% (0.7%)	2.1% (1.8%)	3.9%	8.2% (3.6%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4	4 (1)	96 (97)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (1.0%)	4.2%	4.2% (1.0%)	100.0% (100.0%)
企業数	23	6	16	34	64	143	1,654
	1.4%	0.4%	1.0%	2.1%	3.9%	8.6%	100.0%
51人 以上	13 (11)	3 (0)	6 (7)	20 (19)	41	83 (37)	1,056 (1,090)
	1.2% (1.0%)	0.3% (0.0%)	0.6% (0.6%)	1.9% (1.7%)	3.9%	7.9% (3.4%)	100.0% (100.0%)

(注)「合計」欄の本年度の数値には、「その他の制度で70歳以上」(企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことのできる制度)を含むが、()内の昨年6月の数値には、当該制度を含まない。

表6 年齢別常用労働者

	年齢計	60歳～64歳	65歳以上
平成17年	179,550人(100.0)	7,506人(100.0)	2,316人(100.0)
平成18年	183,237人(102.1)	7,703人(102.6)	2,749人(118.7)
平成19年	190,269人(106.0)	9,497人(126.5)	3,616人(156.1)
平成20年	195,339人(108.8)	12,073人(160.8)	4,582人(197.8)
平成21年 (51人以上)	191,526人(106.7)	12,440人(165.7)	4,544人(196.2)
平成21年 (31人以上)	215,277人	14,642人	5,458人

(注) ()内は平成17年を100とした場合の比率